重4点　飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図り、飲酒運転を根絶する。

運転者

○飲酒運転に係る罰則および行政処分が大幅に強化された理由をよく認識する。
○飲酒運転の危険性や飲酒運転中の交通事故が発生した際の責任の重大性等について自覚する。

家庭・地域・職場

○飲酒運転の悪質性、危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて周知し意識改革を進めるとともに、絶対に酒気を帯びた人には運転させない。
○飲酒運転をするおそれがある人に車両等や酒類を提供しない。また、運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しない。
○交通事故被害者等の声を反映した交通啓発活動を通じ、飲酒運転を許さない環境づくりを促進する。
○飲食店等に対して運転者への酒類提供の禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進を図る。
○自動車運送業者の点呼時等にはアルコール検知器の使用を習慣づけるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業所ごとの取組を促進する。

重5点　交通安全新3S（シルバー・スロー・シー）運動の推進

交通死亡事故の特徴を踏まえた交通安全新3S運動を推進し、交通死亡事故等の抑止を図る。

【シルバー】（高齢者事故の防止）

○運転者は高齢歩行者等が見えたら速度を落とす等の思いやり運転を実践する。
○高齢歩行者は、夕暮れ時から夜間にかけて外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用するなど、運転者から発見されやすいよう努める。
○深夜に危険な行動が見られる高齢歩行者を見かけたときは「交通安全おたすけコール」へ積極的に通報する。

【スロー】（ゆとりある速度の実践）

○運転者は制限速度を守るほか、歩行者や自転車の急な進路変更や飛び出し等に対応できるよう、道路環境に応じた安全速度での運転を励行する。
○家庭や職場において、速度の出し過ぎによる危険性や交通マナー向上の重要性などについて話し合い、交通安全の意識を高める。

【シー】（交差点・踏切事故の防止）

○一時停止標識のある交差点や踏切を通過する際は、手前で確実に一時停止して、前方・左右の確実な安全確認を行う。
○信号のある交差点ではイエローストップに心がけ、信号の変わり目の無理な進入をしない。
○家庭において、交差点の危険性やよく見て横断することの大切さを話し合い、交差点での交通事故防止を図る。

03.15.14200

平成27年 春の交通安全県民運動

実施要綱

平成27年2月12日
福井県交通対策協議会

第1　目　的

この運動は、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2　期　間

1.運動期間　平成27年5月11日（月）から20日（水）までの10日間
2.交通事故死ゼロを目指す日　平成27年5月20日（水）

第3　主　唱

福井県交通対策協議会

第4　統一行動日

平成27年5月11日（月）　「一斉街頭活動日」

第5の実施機関・団体が、交差点等の街頭において県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第5　実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第6　推進方法

1　実施機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にするほか、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図り、具体的な実施計画を早期に策定して、推進体制を確立するものとする。
2　実施機関・団体は、組織の特性をいかし地域住民が参加しやすいよう、また住民本位の運動として展開されるようそれぞれに創意・工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施するものとする。
3　実施機関・団体は、新聞、テレビなどあらゆる広報媒体を活用し、交通事故実態に応じた事故防止対策情報を積極的に提供することにより、県民に対する交通安全意識の高揚を図るものとする。
　その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴えるものとする。

第7 運動の重点と取組み

運動の重点

1　子どもと高齢者の交通事故防止
2　自転車の安全利用の推進
3　全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4　飲酒運転の根絶
5　交通安全新3S（シルバー・スロー・シー）運動の推進

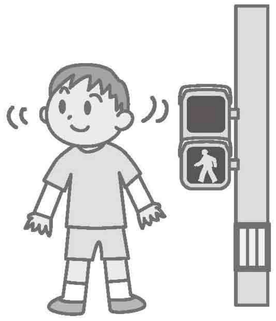

重1点 子どもと高齢者の交通事故防止

新入学児童等の交通事故を防ぎ、交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占める交通事故情勢に的確に対処するため、子どもとその保護者および高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者に対し子どもや高齢者に対する保護意識の醸成を図る。

高 齢 者

○参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールや交通マナーの習得および理解の向上を図るとともに、自己の運動能力等を的確に認識し、歩行中や自転車乗用中における横断歩道等安全な場所での横断や左右の安全確認等の安全行動を実践する。
○夕暮れ時や夜間に歩行および自転車を利用する際は、反射材用品等を活用する。
○高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転に心がける。
○70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示に努める。

運 転 者

○子ども、高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）、高齢運転者を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、「思いやり運転」に努める。
○夜間の運転においては、「夜間ハイビーム実践運動」を積極的に推進し、子ども、高齢者等の早期発見に努める。

家庭・地域・職場

○安全に道路を通行するため、子どもとその保護者に対する交通安全教育・広報啓発に努める。
○通園・通学時間帯において、子どもに対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を行うほか、通行車両の運転者に対する注意喚起に努める。
○子どもと高齢者等の交通安全について家庭等で話し合い、子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守、反射材用品等の活用について「声かけ」を励行するなど、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
○地域や職場におけるあんしん歩行エリア、スクールゾーンや生活道路等の交通安全総点検を通じ、子どもと高齢者の安全な通行を確保する。

重2点 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進するほか、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、「自転車安全利用五則」の周知と街頭啓発活動を強化する。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
   ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止　○夜間はライトを点灯
   ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車利用者

○飲酒運転、信号無視、一時不停止、二人乗り、傘さし運転等を行わない等、交通ルールを遵守する。
○ブレーキや前照灯等の点検・整備の励行と反射材用品の活用等により、自転車の安全性の確保に努める。
○歩道を通行する際は歩行者優先のルールを遵守する。
○幼児・児童の乗車用ヘルメットの着用および幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用など、自転車の安全利用を促進する。

家庭・地域・職場

○自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールとマナーの周知と、安全かつ正しい交通行動の実践を呼びかける。
○自転車利用者としての責任を自覚させるとともに、自転車事故被害者の救済を図るために、各種保険への加入を促進する。

重3点 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗用中における全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

運転者・同乗者

○車に乗る時は、後部座席を含む全ての座席においてシートベルトまたはチャイルドシートの着用を徹底する。
○チャイルドシート着用の必要性と着用効果を理解し、乳幼児等を同乗させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用する。

家庭・地域・職場

○シートベルトの緩み等の調整、チャイルドシートの腰ベルト・肩ベルトの締め付け方や座席ベルトの通し方など、正しい使用方法の周知徹底を図る。
○車で出かけるときは、お互いにシートベルト等の着用について声かけを行う。